

# マージン率等の情報提供について

## ① 令和6年6月1日付け 派遣労働者数

59人

## ② 令和5年度 派遣先事業所数（実数）

40事業所

## ③ 令和5年度（令和5年3月31日～令和6年2月28日）労働者派遣に関する料金の額の平均額

17,524円（8時間 全業務平均）

## ④ 令和5年度（令和5年3月31日～令和6年2月28日）派遣労働者の賃金の額の平均額

12,326円（8時間 全業務平均）

## ⑤ 令和5年度（令和5年3月31日～令和6年2月28日）マージン率

29.7%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[ \begin{array}{l} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[ \begin{array}{l} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

マージンには、以下の費用などが含まれています。

- 派遣会社が負担する社会保険料
- 派遣会社が負担する雇用保険料・労災保険料
- 有給休暇に関する負担分
- 派遣会社での教育訓練費・福利厚生費
- 派遣会社社員の人件費
- オフィスの賃料その他事業運営に係る諸経費
- 営業利益

## ⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲（ 全ての派遣労働者 ）  
当該労使協定の有効期間の終期（ 令和7年3月31日 ）

締結していない

## ⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 （注）キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中な	訓練方法 O J T ・ O F F -	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
新規採用者訓練	雇入時	OFF-JT	無償	有給
ビジネスマナー研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給
ビジネス英語トレーニング	派遣中	OFF-JT	無償	有給
OA機器操作	派遣中	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 担当：巳波・三方 電話番号 06-6195-3912

## ⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項（福利厚生など）

- ・社会保険・雇用保険完備（法基準により）
- ・年次有給休暇(法令)に則り付与
- ・定期健康診断
- ・産前産後休暇・育児休業の制度利用可

事業所名 サービスクルー株式会社  
許可番号 派27-304633